８施施助第２６号
令和８年１０月１９日

各都道府県教育委員会施設主管課長
各都道府県生涯学習・社会教育主管課長
各都道府県教育委員会指導事務主管課長
各都道府県民生主管課長　殿
各都道府県林業政策主管課長
各都道府県建築行政主管課長
各都道府県環境・エネルギー主管課長

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課長　石川　仙太郎
文部科学省大臣官房国際課長　大杉　住子
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長　西川　昌登
文部科学省初等中等教育局教育課程課長　武藤　久慶
農林水産省林野庁林政部木材利用課長　古渡　善幸
国土交通省住宅局住宅生産課長　勝又　賢人
国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）　髙木　直人
環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官　浜島　直子
環境省地球環境局地球温暖化対策課長　杉井　威夫

エコスクール・プラスに係る計画書（令和８年度追加募集）の提出について（通知）

「エコスクール・プラス実施要項」4(3)の規定に基づき、以下により、エコスクール・プラスの事業追加募集を行います。

エコスクール・プラスは、近年の地球規模の環境問題に対する取組の強化や、ユネスコが主導する「持続可能な開発のための教育（ESD）」の推進等に向けて、これまでのエコスクールの取組をさらに推進するものです。児童生徒の環境・エネルギー教育の充実とともに、地域における環境・エネルギー対策等の推進にもつながる施設の整備を目的として、建築物エネルギー消費性能基準を更に上回る性能等を有する施設の整備を、引き続き、関係省庁と連携して支援することとしていますので、本事業の実施について、教育委員会施設主管課、生涯学習・社会教育主管課、教育委員会指導事務主管課、民生主管課、環境・エネルギー主管課、林業政策主管課及び建築行政主管課等が連携して、積極的に検討していただくようお願いします。

ついては、今後公立学校施設の新増改築・改修事業を予定している学校設置者において、エコスクール・プラスの認定を希望する場合は、下記により、「エコスクール・プラス実施要項」4(2)の計画（以下、「エコスクール・プラス計画書」という。）を提出するようお願いします。

このことについて、貴域内の市区町村にも照会するとともに、都道府県立の学校分を含め各都道府県教育委員会施設主管課において取りまとめの上、提出くださるようお願いします。希望する学校設置者がない場合もその旨を連絡してください。

記

１．提出書類　「エコスクール・プラス計画書」（別紙様式1）
２．提出期限　令和８年11月６日（金）
３．提出先　文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課技術係
４．提出方法　電子メール
E-mail　technique@mext.go.jp
件名を「【（都道府県名）】エコスクール・プラス計画書提出」または、
「【（都道府県名）】エコスクール・プラス該当なし」とすること。

５．支援措置に係る留意事項等
（１）共通
１）エコスクール・プラスの支援措置を受けるためには、計画書を提出して、エコスクール・プラスの認定を受ける必要があること。
２）エコスクール・プラス計画書は、別添の「エコスクール・プラス計画書記入要領」に基づき作成し、Excelファイルで提出すること。
３）補助事業の申請については各事業募集のスケジュールに沿って行い、エコスクール・プラスの認定を待たずに申請すること。

（２）文部科学省、こども家庭庁による支援措置に係る留意事項等
１）支援対象については別紙１を参照すること。
２）令和８年度中に交付決定を希望する事業の対象となる学校については、今回認定を受ける必要があるため留意すること。

（３）農林水産省による支援措置に係る留意事項等
１）「森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち林業・木材産業循環成長対策」における「木造公共建築物等の整備」（別紙２ 参照）については、エコスクール・プラスの認定を受けること。交付決定以前に、木材利用に係る入札、契約及び工事等を行った場合、事業の対象外となることがあるので注意すること。また、本交付金による事業を希望する場合は、別紙２を参照のうえ、詳細について各都道府県林務担当部局と連絡調整を十分に行うこと。
２）原則として地域材を活用すること。

（４）国土交通省による支援措置に係る留意事項等
１）「サステナブル建築物等先導事業（LCCO2評価先導型）」について（別紙３－１ 参照）
※令和７年度事業名は「サステナブル建築物等先導事業（省CO2先導型）」
・別紙３－１ に記載する事業の概要を踏まえ、募集要領に記載する「事業の要件」「補助対象事業費」については、特に留意すること。
・採択日以前に補助対象となる設計及び建築工事に着手しているものは、対象外の事業となること。
・各事業への応募に当たっては、当該事業の募集開始時に発表する募集要領を確認し、所定の手続きを行うこと。
・本事業では、エコスクール・プラスの認定を受けていることを、審査段階において考慮する予定である。

２）「既存建築物省エネ化推進事業（LCCO2評価実施型）」について（別紙３－２ 参照）

※令和７年度事業名は「既存建築物省エネ化推進事業」

・別紙３−２ に記載の「事業の要件」「補助対象事業費」については、特に留意すること。

・採択日以前に補助対象となる設計及び建築工事に着手しているものは、対象外の事業となること。

・事業への応募に当たっては、募集開始時に発表する募集要領を確認し、所定の手続きを行うこと。

・本事業では、エコスクール・プラスの認定を受けていることを、審査段階において考慮する予定である。

３）「優良木造建築物等整備推進事業」について（別紙３−３ 参照）

・別紙３−３ に記載する事業の概要を踏まえ、募集要領に記載する「事業の要件」「補助対象事業費」については、特に留意すること。

・採択日以前に補助対象となる設計及び建築工事に着手しているものは、対象外の事業となること。

・各事業への応募に当たっては、当該事業の募集開始時に発表する募集要領を確認し、所定の手続きを行うこと。

・本事業では、エコスクール・プラスの認定を受けていることを、審査段階において考慮することとしている。

（５）環境省による支援措置に係る留意事項等

１）「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共避難施設 ・防災拠点への自立・分散型エネルギー設備等 導入推進事業等 」について（別紙４−１ 参照）

・別紙４−１ に記載している事業の要件、補助対象経費等について特に留意すること。また、本事業の公募開始時に発表する公募要領等を確認し、所定の手続を行うこと。

・本事業の交付決定以前に、本事業において補助対象となる再生可能エネルギー設備等に係る契約及び工事等を行った場合、原則として事業の対象外となるので注意すること。

・本事業では、エコスクール・プラスの認定を受けていることを、審査段階において考慮する予定である。

２）「建築物等のＺＥＢ化・省ＣＯ２化普及加速事業のうち、ＺＥＢ普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業※」について（別紙４−２ 参照）

※令和８年度事業における「建築物等のＺＥＢ化・省ＣＯ２化普及加速事業のうち、ライフサイクルカーボン削減型の先導的な新築 ZEB 支援事業」は本事業へ統合の予定。

・別紙４−２ に記載している事業の要件、補助対象経費等について特に留意すること。また、本事業の公募開始時に発表する公募要領等を確認し、所定の手続を行うこと。

・本事業の交付決定以前に、本事業において補助対象となる省エネルギー設備等に係る契約及び工事等を行った場合、原則として事業の対象外となるので注意すること。

・本事業では、エコスクール・プラスの認定を受けていることを、審査段階において考慮することとしている。

（６）これまでに、エコスクール・プラスの認定を受けた学校において、計画書の内容を変更する場合は、計画書の差し替えとともに、変更内容及び変更理由等を記載した計画変更書（様式任意）を、また、事業タイプに追加がある場合は、別紙様式２により追加認定申請書を、それぞれ速やかに文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課に提出すること。

６．その他

・エコスクールの整備推進の意義・効果や整備事例、環境・エネルギー教育における活用事例等については、文部科学省のホームページで情報提供を行っているので、活用ください。
（https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/ecoschool/index.htm）

・エコスクール・プラスの認定を受けていることを、審査段階において考慮することとしている事業には、採択については別途、学識経験者等で構成する評価委員会において、事業内容等について評価される必要があるものが含まれています。

【問合せ先】

○ 総合調整、エコスクール・プラス計画書関係
文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課 技術係
TEL 03-6734-2078(直通)・03-5253-4111(内2078)

○ 就学前教育・保育施設整備交付金関係
こども家庭庁成育局保育政策課　予算係
TEL 03-6858-0043（直通）

○ 林業・木材産業循環成長対策関係
農林水産省林野庁林政部木材利用課
TEL 03-6744-2626(直通)・03-3502-8111(内6127)

○ サステナブル建築物等先導事業（LCCO2評価先導型）関係
国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付
TEL 03-5253-8126(直通)・03-5253-8111(内線39-437)

○ 既存建築物省エネ化推進事業（LCCO2評価実施型）関係
国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付
TEL 03-5253-8126(直通)・03-5253-8111(内線39-437)

○ 優良木造建築物等整備推進事業関係
国土交通省住宅局住宅生産課木造住宅振興室
TEL 03-5253-8512(直通)・03-5253-8111(内線39-455)

○ 地域の防災拠点や避難施設となる公共施設の脱炭素化・レジリエンス強化関係
環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室
TEL 03-5521-9109(直通)・03-3581-3351

○ 建築物等のＺＥＢ化・省ＣＯ２化普及加速事業関係
環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室
TEL 03-5521-8355(直通)・03-3581-3351

【別紙様式１】

第　　号
令和　年　月　日

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課長

文 部 科 学 省 大 臣 官 房 国 際 課 長

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長

文 部 科 学 省 初 等 中 等 教 育 局 教 育 課 程 課 長

農 林 水 産 省 林 野 庁 林 政 部 木 材 利 用 課 長

国 土 交 通 省 住 宅 局 住 宅 生 産 課 長

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）

環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官

環 境 省 地 球 環 境 局 地 球 温 暖 化 対 策 課 長

都道府県又は市町村教育委員会施設主管課長名

エコスクール・プラスに係る計画書（令和８年度追加募集）の提出について

令和８年 10 月 19 日付け「エコスクール・プラスに係る計画書（令和８年度追加募集）の提出について（通知）」に基づき、エコスクール・プラス計画書を提出いたします。

エコスクール・プラス計画書

設置者名	○○市	都道府県名	○○県	都道府県番号	0
学校名	○○小学校				

建物区分	事業区分	延床面積	構造・階数	建物区分	事業区分	延床面積	構造・階数

事業タイプ（該当するタイプに○を記入し、事業年度及び補助名称を記載）

	事業タイプ	農林水産省	国土交通省	環境省	文部科学省	こども家庭庁
	太陽光発電型		事業年度 / 補助名称	事業年度 / 補助名称	事業年度 / 右で選択	事業年度 / 補助名称
	太陽熱利用型		事業年度 / 補助名称	事業年度 / 補助名称	事業年度 / 右で選択	事業年度 / 補助名称
	その他新ｴﾈﾙｷﾞｰ活用型		事業年度 / 補助名称	事業年度 / 補助名称	事業年度 / 右で選択	事業年度 / 補助名称
	省ｴﾈﾙｷﾞｰ・省資源型		事業年度 / 補助名称	事業年度 / 補助名称	事業年度 / 右で選択	事業年度 / 補助名称
	自然共生型		事業年度 / 補助名称	事業年度 / 補助名称	事業年度 / 右で選択	事業年度 / 補助名称
	木材利用型	事業年度 / 補助名称	事業年度 / 補助名称	事業年度 / 補助名称	事業年度 / 右で選択	事業年度 / 補助名称
	資源リサイクル型		事業年度 / 補助名称	事業年度 / 補助名称	事業年度 / 右で選択	事業年度 / 補助名称
	その他		事業年度 / 補助名称	事業年度 / 補助名称	事業年度 / 右で選択	事業年度 / 補助名称

※文科省の補助を活用する場合、右欄にZEB加算の希望の有無を記載。　ZEB加算希望

地域特性
（歴史、気候、交通、人口などの特性を簡単に記載）

事業内容
（全ての事業タイプに関して、設置場所、規模を具体的に記載）

事業タイプ	事業内容

事業スケジュール
（補助支援を希望する省庁毎に年度、明確な事業名、建物区分、構造、（補助名称）を記載）

環境･ｴﾈﾙｷﾞｰ教育への活用
（全ての事業タイプに関して、活用する学年と教科等、関連する学習指導要領該当箇所（小中学校及び高等学校の場合）を記載）

学年	教科	関連する学習指導要領該当箇所

他の学校等に向けた 活動内容			
その他特記事項			
連絡担当者 （氏名，職名，TEL等）			

エコスクール・プラス計画書

設置者名	○○市	都道府県名	○○県	都道府県番号	0
学校名	○○小学校				

建物区分	事業区分	延床面積	構造・階数	建物区分	事業区分	延床面積	構造・階数
校舎	改修	2,000 ㎡	R2	屋体	改修	1,000 ㎡	S1
校舎	増築	2,000 ㎡	R2				

事業タイプ（該当するタイプに○を記入し、事業年度及び補助名称を記載）

	事業タイプ	農林水産省	国土交通省	環境省	文部科学省	こども家庭庁
○	太陽光発電型		事業年度	事業年度	事業年度 令和○年度	事業年度
			補助名称	補助名称	右で選択 交付金	補助名称
	太陽熱利用型		事業年度	事業年度	事業年度	事業年度
			補助名称	補助名称	右で選択	補助名称
	その他新ｴﾈﾙｷﾞｰ活用型		事業年度	事業年度	事業年度	事業年度
			補助名称	補助名称	右で選択	補助名称
○	省ｴﾈﾙｷﾞｰ・省資源型		事業年度	事業年度	事業年度 令和○年度	事業年度
			補助名称	補助名称	右で選択 負担金と交付金両方	補助名称
	自然共生型		事業年度	事業年度	事業年度	事業年度
			補助名称	補助名称	右で選択	補助名称
○	木材利用型	事業年度 令和○年度	事業年度	事業年度	事業年度	事業年度
	木材種別 地域材	補助名称 林業・木材産業循環成長対策	補助名称	補助名称	右で選択	補助名称
	資源リサイクル型		事業年度	事業年度	事業年度	事業年度
			補助名称	補助名称	右で選択	補助名称
	その他		事業年度	事業年度	事業年度	事業年度
			補助名称	補助名称	右で選択	補助名称

※文科省の補助を活用する場合、右欄にZEB加算の希望の有無を記載。　ZEB加算希望　無

地域特性 （歴史、気候、交通、人口などの特性を簡単に記載）	○○小学校は市街地中心部に位置し、宅地開発等により児童数の増加が見られる。また、地域の緊急避難所にも指定されている。

事業内容 （全ての事業タイプに関して、設置場所、規模を具体的に記載）	事業タイプ	事業内容
	太陽光発電型	20kW の太陽光発電設備を導入する。（設置箇所：校舎１屋上）
	省ｴﾈﾙｷﾞｰ・省資源型	熱損失の少ない外断熱を導入する。（設置箇所：校舎１，２全体） LED 照明を導入する。（設置箇所：校舎廊下） 雨水をトイレの洗浄水として活用するため、雨水利用設備（雨水槽300 リットル）を導入する。（設置箇所：校舎地下）
	木材利用型	地域材を用いた内装木質化を行う。（設置箇所：屋体）

事業スケジュール （補助支援を希望する省庁毎に年度、明確な事業名、建物区分、構造、（補助名称）を記載）
（文科省） 令和○～○年度 長寿命化改良事業・校・R（交付金） 令和○～○年度 増築・校・R（負担金） 令和○年度 太陽光発電等導入事業（交付金） （農水省） 令和○年度 改修・屋・S（林業・木材産業循環成長対策）

	学年	教科	関連する学習指導要領該当箇所
	（小学校の例）		
	小4	社会	(5) 県内の特色ある地域の様子について，学習の問題を追究・解決する活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。
	小5	総合的な学習の時間	(5) 目標を実現するにふさわしい探究課題については，学校の実態に応じて，例えば，国際理解，情報，環境，福祉・健康などの現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題，地域の人々の暮らし，伝統と文化など地域や学校の特色に応じた課題，児童の興味・関心に基づく課題などを踏まえて設定すること。

環境･ｴﾈﾙｷﾞｰ教育への活用 （全ての事業タイプに関して、活用する学年と教科等、関連する学習指導要領該当箇所（小中学校及び高等学校の場合）を記載）	小6	理科	Ａ　物質・エネルギー　(4) 電気の利用 発電や蓄電，電気の変換について，電気の量や働きに着目して，それらを多面的に調べる活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。
	小6	家庭	Ｃ　消費生活・環境　次の(1)及び(2)の項目について，課題をもって，持続可能な社会の構築に向けて身近な消費生活と環境を考え，工夫する活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。 (2) 環境に配慮した生活
	（中学校の例）		
	中2	社会	地理的分野　2Ｃ　日本の様々な地域　(2) 日本の地域的特色と地域区分　次の①から④までの項目を取り上げ，分布や地域などに着目して，課題を追究したり解決したりする活動を通して，以下のア及びイの事項を身に付けることができるよう指導する。 ③　資源・エネルギーと産業
	中2	理科	第１分野（３）電流とその利用 電流とその利用についての観察，実験などを通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。
	中2	技術・家庭	技術分野　Ａ　材料と加工の技術 (3) これからの社会の発展と材料と加工の技術の在り方を考える活動などを通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。
	中2	技術・家庭	技術分野　Ｃ　エネルギー変換の技術 (3) これからの社会の発展とエネルギー変換の技術の在り方を考える活動などを通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。
他の学校等に向けた活動内容	・教員同士の研修会において、本事業の内容について紹介する。 ・学校のホームページに、環境教育の授業の様子などを掲載する。 ・近隣の小学校と、導入した設備などの相互見学会を実施する。		
その他特記事項	・平成25年度にエコスクール認定された実績あり （CLTを活用した場合）・CLT:構造材に使用		
連絡担当者 （氏名,職名,TEL等）	○○市教育委員会○○課○○係　主任　○○　○○ TEL：○○－○○○○―○○○○ E-mail:xxx@mail.jp		

エコスクール・プラス計画書記入要領

○　エコスクール・プラス計画書に記入した内容（学校名、環境・エネルギー教育への活用等）に変更があった場合は、**認定後であっても差し替えを提出する**。
その際は、「事業タイプ」ごとに対応する「環境・エネルギー教育への活用」の記載が無くなることのないよう注意する。
なお、**「事業タイプ」の変更は原則として認められない**。

○　学校名は、計画後の学校名を記入する（仮称でも構わない）。

○　「事業タイプ」欄は該当する全ての事業タイプに○を付け、事業年度及び補助名称を記入する。
その他新エネルギー活用型については事業内容を、プルダウンから選択する。
また、木材利用型については使用する木材種別をプルダウンから選択する。**CLT を使用する際は、「その他特記事項欄」に、CLT を使用する場所を記入する**。
複数の補助を受ける場合は、全て記入する。
文部科学省の補助支援を希望する場合は、ZEB 加算希望の有無について選択する。

○　「地域特性」欄は、当該学校が所在する地域の人口特性、気候、地形、自然環境等を簡潔に整理して記入する。

○　「事業内容」欄は、エコスクール・プラスの計画内容、整備方法等を記入する。新エネルギー活用型等については、設置予定年度、**エネルギー容量等システムの規模を表すもの※**、設置場所、エネルギーの利用用途を記入する。

※ 太陽光発電：**設備容量（kW）**、太陽熱利用：**有効集熱面積（㎡）**、風力発電：**設備容量（kW）**、地中熱利用：**熱供給能力（kJ/h 又は kcal/h）**、バイオマス発電・熱利用：**熱供給能力（kJ/h 又は kcal/h）**、燃料電池：**設備容量（kW）**、雪氷熱利用：**貯蔵容量（㎥）**、小水力発電：**設備容量（kW）**

○　「事業スケジュール」欄は、事業に関係する建物等の整備スケジュール及び事業内容について、補助支援を希望する省庁毎に「年度、明確な事業名、建物区分、構造、（補助名称）」の順に記入する。（**文部科学省の補助支援を希望する場合、各補助事業名が明確となるようにする**）

記載例）
（文科省）
令和○～○年度 長寿命化改良事業・校・R（交付金）
令和○～○年度 増築・校・R（負担金）
令和○年度 太陽光発電等導入事業（交付金）
（農水省）
令和○年度 改修・屋・S（林業・木材産業循環成長対策）

○　「環境・エネルギー教育への活用」欄は、本事業によって整備する建物等を児童生徒等のどのような環境・エネルギー教育へ活用するかを、**小中学校及び高等学校の場合、対象学年、関係教科、関連する学習指導要領から該当箇所を抜粋し、記入する**。転記の際には、記入例や別添１を参照すること。なお、別添１に記載のない項目を転記しても構わない。（小中学校及び高等学校以外の場合はこの限りではない。）

事業タイプが複数ある場合、**全ての事業タイプに対して、「環境・エネルギー教育への活用」を明記する**。

○「他の学校等に向けた活動内容」欄は、本事業の取組を他の学校等に向けて波及させるための活動内容について、具体的に記入する。

○「その他特記事項」欄は、事業の申請にあたり、特別に記入すべき事項や事業で連携している補助事業以外の事業で導入する場合の事業名、これまでの項目で記入できなかった事項等を記入する。過去に認定を受けている場合は、認定を受けた年度を記入する。**木材利用型で CLT を使用する場合は、CLT を使用する場所を記入する**。

○「連絡担当者」欄は、文部科学省との連絡担当者の氏名、職名、電話番号、E-mail アドレス等を記入する。

○ 各事項とも所定欄で記述できない場合は、別途参考資料を添付することも可能とする。

環境に関する教育（現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容）

本資料は，小学校学習指導要領における「環境に関する教育」について育成を目指す資質・能力に関連する各教科等の内容のうち，主要なものを各学校におかれては，それぞれの教育目標や児童の実態を踏まえた上で，本資料をカリキュラム・マネジメントの参考としてご活用ください。

総則	第２の２ (2) 各学校においては，児童や学校，地域の実態及び児童の発達の段階を考慮し，豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成した教育課程の編成を図るものとする。

総則

第１
２　学校の教育活動を進めるに当たっては，各学校において，第３の１に示す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して，創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で，次の (1) から (3) までに掲げる事項の実現を図り，児童に生きる力を育むことを目指すものとする。
(2) 道徳教育や体験活動，多様な表現や鑑賞の活動等を通して，豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること。
　学校における道徳教育は，特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり，道徳科はもとより，各教科，外国語活動，総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて，児童の発達の段階を考慮して，適切な指導を行うこと。
　道徳教育は，教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき，自己の生き方を考え，主体的な判断の下に行動し，自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とすること。
　道徳教育を進めるに当たっては，人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭，学校，その他社会における具体的な生活の中に生かし，豊かな心をもち，伝統と文化を尊重し，それらを育んできた我が国と郷土を愛し，個性豊かな文化の創造を図るとともに，平和で民主的な国家及び社会の形成者として，公共の精神を尊び，社会及び国家の発展に努め，他国を尊重し，国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意すること。

３　２の (1) から (3) までに掲げる事項の実現を図り，豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手となることが期待される児童に，生きる力を育むことを目指すに当たっては，学校教育全体並びに各教科，道徳科，外国語活動，総合的な学習の時間及び特別活動（以下「各教科等」という。ただし，第２の３の (2) のア及びウにおいて，特別活動については学級活動（学校給食に係るものを除く。）に限る。）の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にしながら，教育活動の充実を図るものとする。その際，児童の発達の段階や特性等を踏まえつつ，次に掲げることが偏りなく実現できるようにするものとする。
(1) 知識及び技能が習得されるようにすること。
(2) 思考力，判断力，表現力等を育成すること。
(3) 学びに向かう力，人間性等を涵養すること。

社会科

〔第４学年〕
(2) 人々の健康や生活環境を支える事業について，学習の問題を追究・解決する活動を通して，次のことを身に付けることができるよう指導する。
ア　次のような知識及び技能を身に付けること。
　(ｱ) 廃棄物を処理する事業は，衛生的な処理や資源の有効利用ができ，生活環境の維持と向上に役立っていることを理解すること。
イ　次のような思考力，判断力，表現力等を身に付けること。
　(ｱ) 処理の仕組みや再利用，県内外の人々の協力などに着目して，廃棄物を減らしたり，その事業が果たす役割を考え，表現すること。
　　※イの (ｱ) については，社会生活を営む上で大切な法やきまりに気付き，ごみの減量や水を汚さない工夫など，自分たちにできることを考えたり選択したりする配慮すること。

(5) 県内の特色ある地域の様子について，学習の問題を追究・解決する活動を通して，次のことができるよう指導する。
　※県内の特色ある地域が大まかに分かるようにするとともに，伝統的なくらしや先人の働きなどが見られるなど，県内のいろいろな地域，国際交流に取り組んでいる地域及び地域の資源を保護・活用している地域などを取り上げること。その際，地域の資源を保護・活用している地域については，次のア又はイのいずれかを選択して取り上げること。
ア　次のような知識及び技能を身に付けること。
　(ｱ) 県内の特色ある地域では，人々が協力し，特色あるまちづくりや伝統的な文化を継承する活動が行われていることを理解すること。
　(ｲ) 地図帳や各種の資料で調べ，白地図などにまとめること。
イ　次のような思考力，判断力，表現力等を身に付けること。
　(ｱ) 特色ある地域の位置や自然環境，人々の活動や産業の歴史的背景，地域の様子を捉え，それらの特色を考え，表現すること。

〔第５学年〕
(1) 我が国の国土の様子と国民生活について，学習の問題を追究・解決する活動を通して，次のことができるよう指導する。
ア　次のような知識及び技能を身に付けること。
　(ｱ) 我が国の国土の地形や気候の概要を理解するとともに，人々は自然を有効に活用したり，自然災害に対して適切に対処したりしていることを理解すること。
イ　次のような思考力，判断力，表現力等を身に付けること。
　(ｱ) 地形や気候などに着目して，国土の自然などの様子や自然条件から見た特色を捉え，国土の自然環境の特色やそれらと国民生活との関連を考

(5) 我が国の国土の自然環境と国民生活との関連について，学習の問題を次の事項を身に付けることができるよう指導する。
ア　次のような知識及び技能を身に付けること。
　(ｱ) 森林は，その育成や保護に従事している人々の様々な工夫と努力によって，国土の保全，水源の涵養，自然災害の防止などの役割を果たしていることを理解すること。
　(ｳ) 関係機関や地域の人々の様々な努力により公害の防止や生活環境が改善されてきていることを理解するとともに，公害から国土の環境や国民の健康な生活を守ることの大切さを考えること。
　　※イの (ｱ) 及び (ｳ) については，国土の環境保全について，自分たちにできることを考えたり選択・判断したりできるよう配慮すること。

生活科

〔第１学年及び第２学年〕
〔身近な人々，社会及び自然と関わる活動に関する内容〕
(5) 身近な自然を観察したり，季節や地域の行事に関わったりするなどの活動を通して，それらの違いや特徴を見付けることができ，自然の様子や四季の変化，季節によって生活の様子が変わることに気付くとともに，それらを取り入れ自分の生活を楽しくしようとする。

(6) 身近な自然を利用したり，身近にある物を使ったりするなどして遊ぶ活動を通して，遊びや遊びに使う物を工夫してつくることができ，その面白さや自然の不思議さに気付くとともに，みんなと楽しみながら遊びを創り出そうとする。

家庭科

〔第５学年及び第６学年〕
C　消費生活・環境
(2) 環境に配慮した生活
ア　自分の生活と身近な環境との関わりや，環境に配慮した物の使い方などについて理解すること。
イ　環境に配慮した生活について物の使い方などを考え，工夫すること。

〔第３学年及び第４学年〕
G　保健
(1) 健康な生活について，次のような活動を通して，次のような指導する。
ア　健康な生活について
　(ｱ) 心や体の調子がよ
　　要因や周囲の環境の
　(ｳ) 毎日を健康に過ご
　　どの生活環境を整え

抜粋し，通覧性を重視して掲載したものです。

することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を，教科等横断的な視点で育成していくことができるよう，各学校の特色を生か

	理科	
決する活動を通して，次の事項	〔第3学年〕 (1) 身の回りの生物 身の回りの生物について，探したり育てたりする中で，それらの様子や周辺の環境，成長の過程や体のつくりに着目して，それらを比較しながら調べる活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のことを理解するとともに，観察，実験などに関する技能を身に付けること。 (ｱ) 生物は，色，形，大きさなど，姿に違いがあること。また，周辺の環境と関わって生きていること。 イ 身の回りの生物の様子について追究する中で，差異点や共通点を基に，身の回りの生物と環境との関わり，昆虫や植物の成長のきまりや体のつくりについての問題を見いだし，表現すること。	
るよう進められていることや， 棄物の処理のための事業の様子 ついて扱うとともに，ごみの り選択・判断したりできるよ	〔第6学年〕 (3) 生物と環境 生物と環境について，動物や植物の生活を観察したり資料を活用したりする中で，生物と環境との関わりに着目して，それらを多面的に調べる活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のことを理解するとともに，観察，実験などに関する技能を身に付けること。 (ｱ) 生物は，水及び空気を通して周囲の環境と関わって生きていること。 (ｲ) 生物の間には，食う食われるという関係があること。 (ｳ) 人は，環境と関わり，工夫して生活していること。 イ 生物と環境について追究する中で，生物と環境との関わりについて，より妥当な考えをつくりだし，表現すること。	
動を通して，次の事項を身に付 技術を生かした地場産業が盛 活用している地域を取り上げ 自然環境，伝統的な文化のい		
観光などの産業の発展に努めて 人々の協力関係などに着目して， る活動を通して，次の事項を身 然環境に適応して生活している ら見て特色ある地域の人々の生 え，表現すること。	第3 (3) 生物，天気，川，土地などの指導に当たっては，野外に出掛け地域の自然に親しむ活動や体験的な活動を多く取り入れるとともに，生命を尊重し，自然環境の保全に寄与する態度を養うようにすること。	
追究・解決する活動を通して， により国土の保全など重要な役 の改善が図られてきたことを理 との大切さを理解すること。 ちにできることなどを考えた	特別の教科　道徳 D　主として生命や自然，崇高なものとの関わりに関すること [自然愛護] 〔第１学年及び第２学年〕 身近な自然に親しみ，動植物に優しい心で接すること。 〔第３学年及び第４学年〕 自然のすばらしさや不思議さを感じ取り，自然や動植物を大切にすること。 〔第５学年及び第６学年〕 自然の偉大さを知り，自然環境を大切にすること。	総合的な学習の時間 3 (5) 目標を実現するにふさわしい探究課題については，学校の実態に応じて，例えば，国際理解，情報，環境，福祉・健康などの現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題，地域の人々の暮らし，伝統と文化など地域や学校の特色に応じた課題，児童の興味・関心に基づく課題などを踏まえて設定すること。
体育		
課題を見付け，その解決を目指 事項を身に付けることができる 理解すること。 いなどの健康の状態は，主体の 要因が関わっていること。 すには，明るさの調節，換気な ることなどが必要であること。	第３ ２ (6) （略）また，児童の発達の段階や特性等を考慮し，例えば，社会の持続可能な発展などの現代的な課題の取扱いにも留意し，身近な社会的課題を自分との関係において考え，それらの解決に寄与しようとする意欲や態度を育てるよう努めること。 （略）	

環境に関する教育（現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容）

本資料は，中学校学習指導要領における「環境に関する教育」について育成を目指す資質・能力に関連する各教科等の内容のうち，主要なものを各学校におかれては，それぞれの教育目標や生徒の実態を踏まえた上で，本資料をカリキュラム・マネジメントの参考としてご活用ください。

総則	第２の２ (2) 各学校においては，生徒や学校，地域の実態及び生徒の発達の段階を考慮し，豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成かした教育課程の編成を図るものとする。

総則

第１
２　学校の教育活動を進めるに当たっては，各学校において，第３の１に示す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して，創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で，次の (1) から (3) までに掲げる事項の実現を図り，生徒に生きる力を育むことを目指すものとする。(2) 道徳教育や体験活動，多様な表現や鑑賞の活動等を通して，豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること。
　学校における道徳教育は，特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり，道徳科はもとより，各教科，総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて，生徒の発達の段階を考慮して，適切な指導を行うこと。
　道徳教育は，教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき，人間としての生き方を考え，主体的な判断の下に行動し，自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とすること。
　道徳教育を進めるに当たっては，人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭，学校，その他社会における具体的な生活の中に生かし，豊かな心をもち，伝統と文化を尊重し，それらを育んできた我が国と郷土を愛し，個性豊かな文化の創造を図るとともに，平和で民主的な国家及び社会の形成者として，公共の精神を尊び，社会及び国家の発展に努め，他国を尊重し，国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意すること。
３　２の (1) から (3) までに掲げる事項の実現を図り，豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手となることが期待される生徒に，生きる力を育むことを目指すに当たっては，学校教育全体並びに各教科，道徳科，総合的な学習の時間及び特別活動（以下「各教科等」という。ただし，第２の３の (2) のア及びウにおいて，特別活動については学級活動（学校給食に係るものを除く。）に限る。）の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にしながら，教育活動の充実を図るものとする。その際，生徒の発達の段階や特性等を踏まえつつ，次に掲げることが偏りなく実現できるようにするものとする。
(1) 知識及び技能が習得されるようにすること。
(2) 思考力，判断力，表現力等を育成すること。
(3) 学びに向かう力，人間性等を涵養すること。

社会科

〔地理的分野〕
B　世界の様々な地域
(1) 世界各地の人々の生活と環境
　場所や人間と自然環境との相互依存関係などに着目して，課題を追究したり解決したりする活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。
［※世界各地の人々の生活の特色やその変容の理由と，その生活が営まれる場所の自然及び社会的条件との関係を考察するに当たって，衣食住の特色や，生活と宗教との関わりなどを取り上げるようにすること。］
ア　次のような知識を身に付けること。
　(ｱ) 人々の生活は，その生活が営まれる場所の自然及び社会的条件から影響を受けたり，その場所の自然及び社会的条件に影響を与えたりすることを理解すること。
　(ｲ) 世界各地における人々の生活やその変容を基に，世界の人々の生活や環境の多様性を理解すること。その際，世界の主な宗教の分布についても理解すること。
イ　次のような思考力，判断力，表現力等を身に付けること。
　(ｱ) 世界各地における人々の生活の特色やその変容の理由を，その生活が営まれる場所の自然及び社会的条件などに着目して多面的・多角的に考察し，表現すること。
C　日本の様々な地域
(1) 地域調査の手法
［※地域調査に当たっては，対象地域は学校周辺とし，主題は学校所在地の事情を踏まえて，防災，人口の偏在，産業の変容，交通の発達などの事象から適切に設定し，観察や調査を指導計画に位置付けて実施すること。なお，学習の効果を高めることができる場合には，内容のＣの (3) の中の学校所在地を含む地域の学習や，Ｃの (4) と結び付けて扱うことができること。］
　場所などに着目して，課題を追究したり解決したりする活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。
ア　次のような知識及び技能を身に付けること。
　(ｱ) 観察や野外調査，文献調査を行う際の視点や方法，地理的なまとめ方の基礎を理解すること。
　(ｲ) 地形図や主題図の読図，目的や用途に適した地図の作成などの地理的技能を身に付けること。
イ　次のような思考力，判断力，表現力等を身に付けること。
　(ｱ) 地域調査において，対象となる場所の特徴などに着目して，適切な主題や調査，まとめとなるように，調査の手法やその結果を多面的・多角的に考察し，表現すること。
(2) 日本の地域的特色と地域区分
　次の①から④までの項目を取り上げ，分布や地域などに着目して，課題を追究したり解決したりする活動を通して，以下のア及びイの事項を身に付けることができるよう指導する。
①　自然環境　　②　人口　　③　資源・エネルギーと産業　　④　交通・通信
ア　次のような知識及び技能を身に付けること。
　(ｱ) 日本の地形や気候の特色，海洋に囲まれた日本の国土の特色，自然災害と防災への取組などを基に，日本の自然環境に関する特色を理解すること。
(3) 日本の諸地域
　次の①から⑤までの考察の仕方を基にして，空間的相互依存作用や地域などに着目して，主題を設けて課題を追究したり解決したりする活動を通して，以下のア及びイの事項を身に付けることができるよう指導する。
①　自然環境を中核とした考察の仕方
(4) 地域の在り方
［※取り上げる地域や課題については，各学校において具体的に地域の在り方を考察できるような，適切な規模の地域や適切な課題を取り上げること。］
　空間的相互依存作用や地域などに着目して，課題を追究したり解決したりする活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。
ア　次のような知識を身に付けること。
　(ｱ) 地域の実態や課題解決のための取組を理解すること。
　(ｲ) 地域的な課題の解決に向けて考察，構想したことを適切に説明，議論しまとめる手法について理解すること。
イ　次のような思考力，判断力，表現力等を身に付けること。
　(ｱ) 地域の在り方を，地域の結び付きや地域の変容，持続可能性などに着目し，そこで見られる地理的な課題について多面的・多角的に考察，構想し，表現すること。

技術・家庭科

［※各内容における (1) にる。
　イ　イでは，社会から
　　に着目し，技術が最

〔技術分野〕
A　材料と加工の技術
(3) これからの社会の発展と材料と加工の技術の在り方を考える活動などを通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。
　ア　生活や社会，環境との関わりを踏まえて，技術の概念を理解すること。
B　生物育成の技術
(3) これからの社会の発展と生物育成の技術の在り方を考える活動などを通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。
　ア　生活や社会，環境との関わりを踏まえて，技術の概念を理解すること。
C　エネルギー変換の技術
(3) これからの社会の発展とエネルギー変換の技術の在り方を考える活動などを通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。
　ア　生活や社会，環境との関わりを踏まえて，技術の概念を理解すること。
D　情報の技術
(4) これからの社会の発展と情報の技術の在り方を考える活動などを通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。
　ア　生活や社会，環境との関わりを踏まえて，技術の概念を理解すること。
［※内容の「A材料と加工の技術」，「B生物育成の技術」，「Cエネルギー変換の技術」の (3) 及び内容の「D情報の技術」の (4) については，技術が生活の向上や産業の継承と発展，資源やエネルギーの有効利用，自然環境の保全等に貢献していることについても扱うものとする。］
B　生物育成の技術
(2) 生活や社会における問題を，生物育成の技術によって解決する活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。
［※ (2) については，地域固有の生態系に影響を及ぼすことのないよう留意するとともに，（以下略）］
　ア　安全・適切な栽培又は飼育，検査等ができること。
　イ　問題を見いだして課題を設定し，育成環境の調節方法を構想して育成計画を立てるとともに，栽培又は飼育の過程や結果の評価，改善及び修正について考えること。

〔家庭分野〕
B　衣食住の生活
(5) 生活を豊かにするため
　ア　製作する物に適した
　　取り扱い，製作が適切
　　［※衣服等の再利用の
　イ　資源や環境に配慮し
　　作計画を考え，製作を
C　消費生活・環境
(2) 消費者の権利と責任
　ア　消費者の基本的な権
　　会に及ぼす影響につい
　イ　身近な消費生活につ
　　行動を考え，工夫する
(3) 消費生活・環境につい
　ア　自分や家族の消費生
　　の解決に向けて環境に
　　できること。

付録６

抜粋し，通覧性を重視して掲載したものです。

することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を，教科等横断的な視点で育成していくことができるよう，各学校の特色を生

	理科
〔歴史的分野〕 C　近現代の日本と世界 (2) 現代の日本と世界 課題を追究したり解決したりする活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導すること。 ア　次のような知識を身に付けること。 (ｲ) 日本の経済の発展とグローバル化する世界 高度経済成長，国際社会との関わり，冷戦の終結などを基に，我が国の経済や科学技術の発展によって国民の生活が向上し，国際社会において我が国の役割が大きくなってきたことを理解すること。 ［※沖縄返還，日中国交正常化，石油危機などの節目となる歴史に関わる事象を取り扱うようにすること。また，民族や宗教をめぐる対立や地球環境問題への対応などを取り扱い，これまでの学習と関わらせて考察，構想させるようにすること。］ 〔公民的分野〕 B　私たちと経済 (2) 国民の生活と政府の役割 対立と合意，効率と公正，分業と交換，希少性などに着目して，課題を追究したり解決したりする活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア　次のような知識を身に付けること。 (ｱ) 社会資本の整備，公害の防止など環境の保全，少子高齢社会における社会保障の充実・安定化，消費者の保護について，それらの意義を理解すること。 D　私たちと国際社会の諸課題 (1) 世界平和と人類の福祉の増大 対立と合意，効率と公正，協調，持続可能性などに着目して，課題を追究したり解決したりする活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア　次のような知識を身に付けること。 (ｱ) 世界平和の実現と人類の福祉の増大のためには，国際協調の観点から，国家間の相互の主権の尊重と協力，各国民の相互理解と協力及び国際連合をはじめとする国際機構などの役割が大切であることを理解すること。その際，領土(領海，領空を含む。)，国家主権，国際連合の働きなど基本的な事項について理解すること。 ［※（略）「国際連合をはじめとする国際機構などの役割」については，国際連合における持続可能な開発のための取組についても触れること。］ (ｲ) 地球環境，資源・エネルギー，貧困などの課題の解決のために経済的，技術的な協力などが大切であることを理解すること。	〔第１分野〕 (ｱ) 科学技術と人間 科学技術と人間との関わりについての観察，実験などを通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア　日常生活や社会と関連付けながら，次のことを理解するとともに，それらの観察，実験などに関する技能を身に付けること。 (ｱ) エネルギーと物質 ｱ エネルギーとエネルギー資源 様々なエネルギーとその変換に関する観察，実験などを通して，日常生活や社会では様々なエネルギーの変換を利用していることを見いだして理解すること。また，人間は，水力，火力，原子力，太陽光などからエネルギーを得ていることを知るとともに，エネルギー資源の有効な利用が大切であることを認識すること。 ｲ 様々な物質とその利用 物質に関する観察，実験などを通して，日常生活や社会では，様々な物質が幅広く利用されていることを理解するとともに，物質の有効な利用が大切であることを認識すること。 (ｲ) 自然環境の保全と科学技術の利用 ｱ 自然環境の保全と科学技術の利用 自然環境の保全と科学技術の利用の在り方について科学的に考察することを通して，持続可能な社会をつくることが重要であることを認識すること。 イ　日常生活や社会で使われているエネルギーや物質について，見通しをもって観察，実験などを行い，その結果を分析して解釈するとともに，自然環境の保全と科学技術の利用の在り方について，科学的に考察して判断すること。 〔第２分野〕 (ｱ) 自然と人間 自然環境を調べる観察，実験などを通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア　日常生活や社会と関連付けながら，次のことを理解するとともに，自然環境を調べる観察，実験などに関する技能を身に付けること。 (ｱ) 生物と環境 ｱ 自然界のつり合い 微生物の働きを調べ，植物，動物及び微生物を栄養の面から相互に関連付けて理解するとともに，自然界では，これらの生物がつり合いを保って生活していることを見いだして理解すること。 ｲ 自然環境の調査と環境保全 身近な自然環境について調べ，様々な要因が自然界のつり合いに影響していることを理解するとともに，自然環境を保全することの重要性を認識すること。 ｳ 地域の自然災害 地域の自然災害について，総合的に調べ，自然と人間との関わり方について認識すること。 (ｲ) 自然環境の保全と科学技術の利用 ｱ 自然環境の保全と科学技術の利用 自然環境の保全と科学技術の利用の在り方について科学的に考察することを通して，持続可能な社会をつくることが重要であることを認識すること。 イ　身近な自然環境や地域の自然災害などを調べる観察，実験などを行い，自然環境の保全と科学技術の利用の在り方について，科学的に考察して判断すること。 3　内容の取扱い (9) イ　アの (ｱ) の(ｲ)については，生物や大気，水などの自然環境を直接調べたり，記録や資料を基に調べたりするなどの活動を行うこと。また，気候変動や外来生物にも触れること。 第３ 2 (2) 生命を尊重し，自然環境の保全に寄与する態度を養うようにすること。

	保健体育科	特別の教科　道徳
ついては，次のとおり取り扱うものとする。］ の要求，安全性，環境負荷や経済性など適化されてきたことに気付かせること。］ の布を用いた製作 材料や縫い方について理解し，用具を安全ににできること。 方法についても触れること。］ ，生活を豊かにするために布を用いた物の製工夫すること。 利と責任，自分や家族の消費生活が環境や社理解すること。 いて，自立した消費者としての責任のある消費こと。 ての課題と実践 活の中から問題を見いだして課題を設定し，そ配慮した消費生活を考え，計画を立てて実践	(保健分野) (1) 健康な生活と疾病の予防について，課題を発見し，その解決を目指した活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア　健康な生活と疾病の予防について理解を深めること。 (ｱ) 健康は，主体と環境の相互作用の下に成り立っていること。また，疾病は，主体の要因と環境の要因が関わり合って発生すること。 (ｲ) 健康の保持増進には，年齢，生活環境等に応じた運動，食事，休養及び睡眠の調和のとれた生活を続ける必要があること。 (4) 健康と環境について，課題を発見し，その解決を目指した活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア　健康と環境について理解を深めること。 (ｱ) 身体には，環境に対してある程度まで適応能力があること。身体の適応能力を超えた環境は，健康に影響を及ぼすことがあること。また，快適で能率のよい生活を送るための温度，湿度や明るさには一定の範囲があること。 (ｳ) 人間の生活によって生じた廃棄物は，環境の保全に十分配慮し，環境を汚染しないように衛生的に処理する必要があること。 イ　健康と環境に関する情報から課題を発見し，その解決に向けて思考し判断するとともに，それらを表現すること。	D　主として生命や自然，崇高なものとの関わりに関すること [自然愛護] 自然の崇高さを知り，自然環境を大切にすることの意義を理解し，進んで自然の愛護に努めること。 第３ 2 (6)（略）また，例えば，科学技術の発展と生命倫理との関係や社会の持続可能な発展などの現代的な課題の取扱いにも留意し，身近な社会的課題を自分との関係において考え，その解決に向けて取り組もうとする意欲や態度を育てるよう努めること。（略） 総合的な学習の時間 3 (5) 目標を実現するにふさわしい探究課題については，学校の実態に応じて，例えば，国際理解，情報，環境，福祉・健康などの現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題，地域や学校の特色に応じた課題，生徒の興味・関心に基づく課題，職業や自己の将来に関する課題などを踏まえて設定すること。

別紙１

エコスクール・プラスに係る支援措置（概要）

エコスクール・プラスの認定を受けた事業について文部科学省、こども家庭庁の支援措置（単価８％加算）の対象はZEB Readyが達成できる事業かつ、脱炭素先行地域の学校または将来的に『ZEB』が達成できる計画のある学校となります。

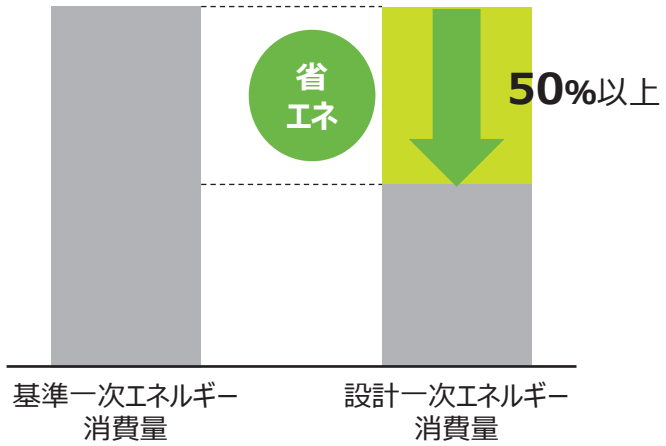
ZEB Readyを達成する事業

● **ZEB Readyの算定方法**

$$1 - \frac{\text{設計一次エネルギー消費量}}{\text{基準一次エネルギー消費量}} \geqq 0.5$$

一次エネルギー消費量とは、空調、換気、照明、給湯、昇降機の一次エネルギー消費量を考慮して算出する。（一次エネルギー消費量は国立研究開発法人建築研究所のHPに掲載されている計算支援プログラム（WEBプログラム）から算出することが可能。）なお、再生可能エネルギー設備及びOA機器等（その他一次エネルギー消費量）を除く。

基準一次エネルギー消費量に対する設計一次エネルギー消費量の割合は建築物省エネ法に基づく指標であるBEI（Building Energy Index)として算出することとなっている。



ZEB Readyのイメージ

脱炭素先行地域の学校

● **左記に加え、脱炭素先行地域に立地する学校**

「地域脱炭素ロードマップ（令和３年６月９日第３回国・地方脱炭素実現会議決定）に基づき環境省にて募集されている脱炭素先行地域に選定された地域に立地する学校であること。

脱炭素先行地域以外の学校

● **左記に加え、将来的に『ZEB』を達成する計画のある学校**

将来的にすべてのエネルギー消費量を再生可能エネルギー等で受給することで一次エネルギー消費量を収支でゼロとするいわゆる『ZEB』を達成する計画を策定した学校であること。

支援内容

●**補助単価の加算**
配分基礎額に８％の加算。

●**補助面積の加算**
必要面積の20%を上限として必要な設備室等の面積を加算。

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち森林集約・循環成長対策のうち
林業・木材産業循環成長対策のうち木材需要拡大・木材産業基盤強化対策のうち

別紙２

木造公共建築物等の整備

＜対策のポイント＞
脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（都市（まち）の木造化推進法）を踏まえ、同法に基づく木材利用方針の策定市町村において、地域材利用のモデルとなるような公共建築物の木造化・内装木質化に対し支援します。

補助対象：公共建築物の木造化・内装木質化

補助率 ：定額（１／２以内 等）

▶**木造化**：次に該当するものは建築工事費の**1/2以内**

- ○ CLT等の強度又は耐火性に優れた建築用木材を構造耐力上主要な部分に活用する建築物
- ○ 耐火建築物又は三階建て以上の準耐火建築物
- ○ 被災施設等の再整備 等

上記以外のものについては、建築工事費の**15%以内**

▶**内装木質化**：木質化事業費の**1/2以内**
ただし、建築工事費の3.75%を超えないこと

※ 建築工事費とは建築物を新築する際の建築工事費全体。既存施設において木質化を行う場合は、当該施設と同様の施設を新築した場合の建築費を試算。

事業実施主体：地方公共団体、民間事業者等

事業期間：２カ年度以内
※ただし、交付決定は単年度

＜事業の流れ＞

国 → 都道府県 → 事業実施主体

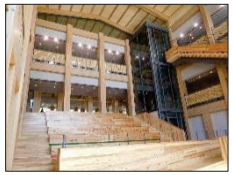
※国で定めた配分基準で都道府県に配分。
都道府県はさらに事業実施主体へ配分。

《対象施設例》

【教育・学習関係施設】
・文化交流センター
・保育園及び子育て支援施設
・学校附属施設
・体育館，武道場
・図書館
・児童館
・青年の家及び研修所
・文化財保存及び展示施設

【医療・社会福祉施設】
・病院・診療所
・高齢者福祉施設
・障害者支援施設

【観光・産業振興関係施設】
・観光案内施設
・ターミナル施設
（物販施設は対象外）



JAPAN WOOD DESIGN AWARD

【主な要件】

木材利用の波及効果・展示効果の発揮
1,000人/年以上の不特定多数の利用者が見込まれる非営利目的の施設であり、延べ床面積が300m²以上であること。

木　造　化：原則、地域材0.18m³/m²以上であること。
内装木質化：木質化面積が合計300m²以上かつ地域材50%以上であること。
対象施設の耐用年数の残存期間が10年以上あること。

事業実施主体及び都道府県は、木材利用による炭素貯蔵量等について、事業完了の翌年度６月末までにホームページへの掲載等により公表を行うこと。

合法性確認木材等の利用促進
クリーンウッド法に基づき合法性が確認された木材等を使用すること。

ＪＡＳ製材品使用の促進
木造化は、原則、構造耐力上主要な部分に用いる製材品について、「日本農林規格等に関する法律」の規定に基づき認定されたものを使用すること。

【主な優先支援】
○都市(まち)の木造化推進法に基づく協定締結者を優先的に支援。
○木造化における地域材の計画的な調達の推進のため、材工分離発注方式は優先的に支援。

［お問い合わせ先］林野庁木材利用課（03-6744-2626）

サステナブル建築物等先導事業（LCCO2評価先導型）

令和8年度当初予算：
環境・ストック活用推進事業（36.02億円）の内数

別紙3－1

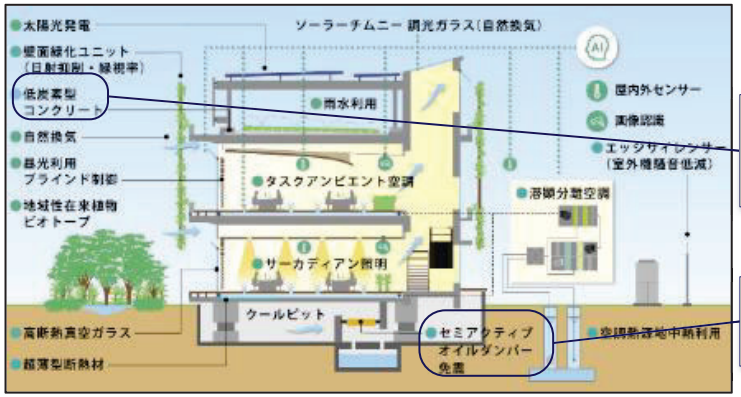
2050年カーボンニュートラルの実現に向け、住宅・建築物の脱炭素化をさらに推進するとともに、国際的な潮流に対応するためライフサイクルカーボン評価（LCCO2評価）を行い、ライフサイクルカーボン削減に資する先導的な事業等への支援を行う。

ライフサイクルカーボン削減に向けて先導性の高い住宅・建築物のプロジェクトについて民間等から提案を募り、支援を行う

事業の成果等を広く公表することで、取組の広がりや社会全体の意識啓発に寄与することを期待

先導技術の一例

■建築物



■建設時における省CO_2効果がある技術

■建物を長寿命化させる取組

■住宅



■高断熱による外皮負荷削減とエネルギー消費量のミニマム化

■水素吸蔵合金を利用した季節間のエネルギー融通システム

■EV・V2Hによる電力融通

■街区の緑化、周辺地域の避難場所提供

「先進性」と「普及・波及性」を兼ね備えたプロジェクトを先導的と評価

・学識経験者から構成される評価委員会において評価し、採択を決定

・「ライフサイクルカーボンを削減する取組」等に資するプロジェクト等を積極的に評価

＜補 助 対 象＞ 設計費、建設工事費等のうち、先導的と評価された部分

＜補 助 率＞ 1／2 等

＜限 度 額＞ 原則3億円／プロジェクト
新築の建築物又は共同住宅について
建設工事費の5% 等

＜要 件＞ ・CO_2削減等に寄与する先導的な技術を導入し、その導入の効果等について検証を行うこと
・新築の場合、ZEH・ZEB水準に適合すること
・大規模建築物（2,000㎡以上）の新築・増改築・改修の場合、LCCO2評価を実施すること（評価結果は国に報告） 等

※下線部は見直し事項

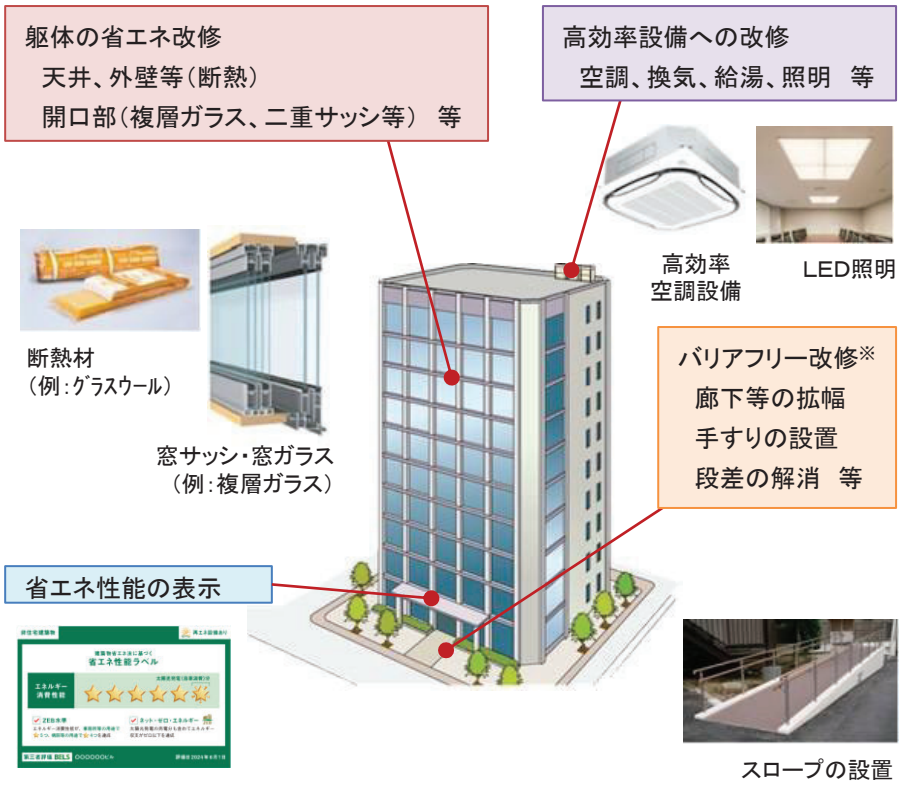
既存建築物省エネ化推進事業（LCCO2評価実施型）

令和8年度当初予算：
環境・ストック活用推進事業（36.02億円）の内数

別紙3－2

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、建築物ストックの省エネ改修や脱炭素化を促進するため、ライフサイクルカーボン評価（LCCO2評価）を実施する省エネ改修工事（躯体の省エネ改修、高効率設備への改修）への支援を行う。

【イメージ】



※省エネ改修工事に併せて実施するもの

【補助額等】

＜補助対象＞ 省エネ改修工事・併せて実施するバリアフリー改修工事・エネルギー計測 に要する費用

＜補 助 率＞ 補助対象工事の1／3

＜限 度 額＞ 5,000万円/件（設備部分は2,500万円）

※バリアフリー改修工事を行う場合は、当該工事の費用として2,500万円を上記補助限度額に加算可能

＜事業期間＞ 採択年度を含め原則2年以内

【事業の要件】

※下線部は見直し事項

以下の要件を全て満たす、建築物（非住宅）の省エネ改修工事

①躯体（壁・天井等）の省エネ改修（高機能換気設備※を設置する場合は、躯体又は外皮の改修）を伴うものであること
※給気と排気の間で熱交換を行うことで、空調効率の低下を防止する換気設備

②改修前と比較して20%以上の省エネ効果が見込まれること
（・ただし、外皮改修面積割合が20%を超える場合は15%以上
・高機能換気設備を設置する場合は、改修に係る部分でのエネルギー消費量の算定が可能）

③改修後に一定の省エネ性能に関する基準を満たすこと

④改修後に耐震性を有すること

⑤省エネ性能を表示すること

⑥事例集への情報提供に協力すること

⑦大規模建築物（2,000㎡以上）の増改築・改修の場合、LCCO2評価を実施すること（評価結果は国に報告） 等

優良木造建築物等整備推進事業

見直し

令和8年度当初予算：
住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業（308.60億円）
の内数

別紙３－３

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、炭素貯蔵効果が期待できる中大規模木造建築物の普及に資するプロジェクトや先導的な設計・施工技術が導入されるプロジェクトに対して支援を行う。

● 補助対象事業者

民間事業者等

● 補助率・補助限度額

【調査設計費】木造化に関する費用の１/２以内
【建設工事費】木造化による掛増し費用の１/３以内
(ただし算出が困難な場合は建設工事費の７%以内)
【補助限度額】合計２億円
※先導的なプロジェクトの場合は、建設工事費及び上限を引上げ

● 補助要件

① 主要構造部に木材を一定以上使用すること
② 建築基準上、耐火構造又は準耐火構造とすることが求められること
③ 不特定の者の利用又は特定多数の者の利用に供する用途であること
④ ZEH・ZEB水準に適合すること
⑤ 木造建築物等の普及啓発に関する取組がなされること
⑥ 伐採後の再造林や木材の再利用等に資する取組がなされること
⑦ 大規模建築物（2,000㎡以上）の新築の場合、LCCO2評価を実施すること（評価結果は国に報告）　等

※ 下線部は見直し事項
※ 先導的なプロジェクトの場合は、有識者委員会で先導性を評価されること

【補助対象イメージ】



地上９階建て混構造事務所
【出典】熊谷組HP

地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共避難施設・防災拠点への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業（地域レジリエンス事業）

デコ活 くらしの中のエコろがけ

別紙４－１

環境省

【令和９年度要求額　6,137百万円（2,000百万円）】
【一般会計　2,137百万円（0百万円）　特別会計　4,000百万円（2,000百万円）】

災害・停電時に公共施設等へエネルギー供給が可能な自立分散型エネルギー設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

第1次国土強靱化実施中期計画（令和7年6月6日閣議決定）における「避難施設・防災拠点への再生可能エネルギー・蓄エネルギー・コージェネレーション等の災害・停電時にも活用可能な自立分散型エネルギー設備の導入推進対策」として、また、地球温暖化対策計画（令和7年2月18日閣議決定）に基づく取組として、地方公共団体における公共施設等への再生可能エネルギーの率先導入を実施することにより、地域のレジリエンス（災害等に対する強靱性の向上）と地域の脱炭素化を同時実現する。

2. 事業内容

公共施設等※１への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

設備導入事業として、再生可能エネルギー設備、熱利用設備、コージェネレーションシステム（CGS）及びそれらの附帯設備（蓄電池※2、充放電設備、自営線、熱導管等）並びに省CO2設備（高機能換気設備、省エネ型浄化槽含む）等を導入する費用の一部を補助する。

※１　地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設及び公用施設、又は業務継続計画により災害等発生時に業務を維持するべき公共施設及び公用施設（例：防災拠点・避難施設・広域防災拠点・代替庁舎など）

※2　蓄電池としてEVを導入する場合は、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに蓄電容量の1/2×4万円/kWhを補助。

（都道府県・指定都市による公共施設等への太陽光発電設備（パワコン、工事費等）導入はPPA等に限る。）

3. 事業スキーム

■事業形態：間接補助　都道府県・指定都市・財政力指数0.8以上の市区町村：1/3、財政力指数0.8未満の市区町村：1/2、市区町村（地中熱、バイオマス熱等）及び離島：2/3　蓄電池：定額

■補助対象：地方公共団体　（PPA・リース・エネルギーサービス事業で地方公共団体と共同申請する場合に限り、民間事業者・団体等も可）

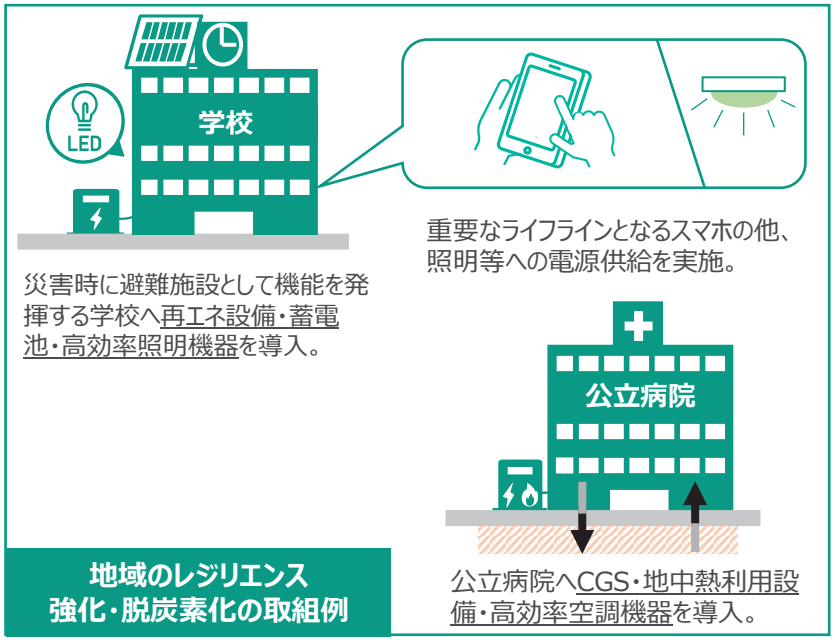
■実施期間：令和3年度～

4. 支援対象

○地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設等
○業務継続計画により、災害等発生時に業務を維持するべき公共施設等

導入 ←

・再エネ設備
・蓄電池
・CGS
・省CO2設備
・熱利用設備　等



災害時に避難施設として機能を発揮する学校へ再エネ設備・蓄電池・高効率照明機器を導入。

重要なライフラインとなるスマホの他、照明等への電源供給を実施。

公立病院へCGS・地中熱利用設備・高効率空調機器を導入。

地域のレジリエンス強化・脱炭素化の取組例

お問合せ先：　環境省 大臣官房 地域脱炭素推進審議官グループ 地域脱炭素政策調整担当参事官室　電話：03-5521-9109
（浄化槽について）環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室　電話：03-5501-3155

別紙４－２

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業（一部農林水産省・経済産業省・国土交通省連携事業）

デコ活 くらしの中のエコろがけ

環境省

【令和9年度要求額　11,500百万円（6,700百万円）】
（ ※(1)①②④は、5年間で総額11,300百万円の国庫債務負担）

建築物等のZEB化・省CO2設備の導入等の支援により、脱炭素化と健やかで強い社会づくりを目指します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年ネットゼロの実現に貢献するため、一度建築されるとストックとして長期にわたりCO2排出に影響する建築物のZEB化や省CO2設備の導入等を支援することで、建築物の脱炭素化を促進するとともに、ウェルビーイング／高い生活の質の実現やレジリエンス向上の同時実現を目指す。

2. 事業内容

（1）ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業
（一部農林水産省、経済産業省、国土交通省連携事業）
①低炭素型建材活用新築ZEB支援事業
②業務用建築物の脱炭素改修加速化事業
③業務用建築物ストックの省CO2改修調査支援事業
④躯体活用型ZEB化改修支援事業
⑤躯体活用型ZEB化改修調査支援事業
⑥建築物の脱炭素化推進に係る調査等事業
⑦新築建築物のZEB普及促進支援事業（継続事業のみ）
⑧既存建築物のZEB化普及促進支援事業（継続事業のみ）
⑨ライフサイクルカーボン削減型の新築ZEB支援事業（継続事業のみ）

（2）水インフラにおける脱炭素化推進事業（農林水産省、経済産業省、国土交通省連携事業）

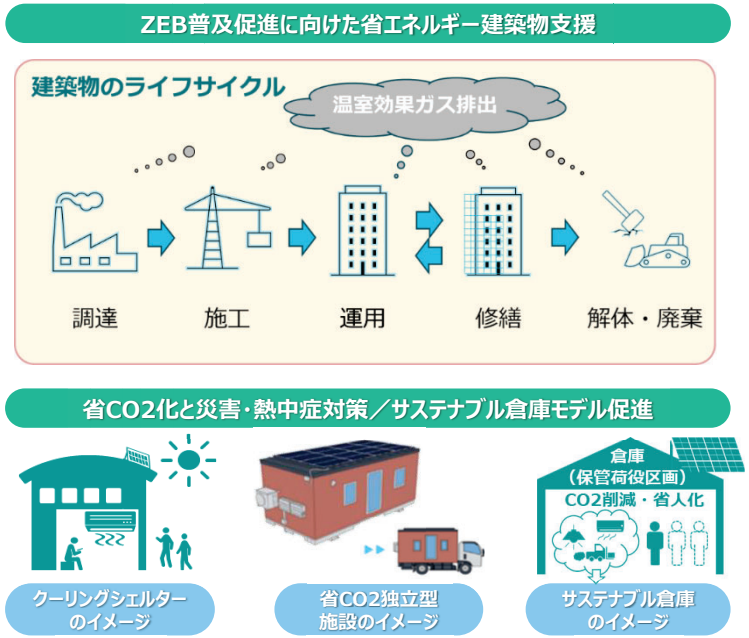
（3）省CO2化と災害・熱中症対策を同時実現する施設改修等支援事業
（一部国土交通省連携事業）
①業務用施設における省CO2化・熱中症対策等支援事業
②フェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業

（4）サステナブル倉庫モデル促進事業（国土交通省連携事業）

3. 事業スキーム

■事業形態：
■委託先及び補助対象：
■実施期間：
} メニュー別スライドを参照

4. 事業イメージ



お問合せ先：　環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室　ほか　　電話：0570-028-341

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、（1）ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業（一部農林水産省・経済産業省・国土交通省連携事業）（1/2）

環境省

業務用建築物のZEB化に向けた高効率設備等の導入や、低炭素型建材の活用などを支援します。

1. 事業目的

業務用建築物のZEB化に資する高効率設備等の導入、従来の建材よりも製造時等に発生する温室効果ガスが少ない建材（低炭素型建材）の活用等を支援することで、業務用建築物の脱炭素化に向けた取組の普及拡大を図る。

2. 事業内容

①低炭素型建材活用新築ZEB支援事業（補助率：1/4～2/3、上限：10億円（５年間））

低炭素型建材の導入等を行う新築ZEBについて、高効率設備や低炭素型建材の導入等を支援する。

◆補助要件　：ZEB Ready （事務所等以外についてはZEB基準の水準の省エネ性能（※１））を達成すること、エネルギー管理体制を整備すること、再エネ設備を導入すること、ライフサイクルカーボンを算定すること、低炭素型の建材を導入すること　等

◆補助対象経費：設備費（断熱窓・断熱材・高効率空調機器・高効率照明器具・高効率給湯機器・BEMS・再エネ設備※６等のうち、一定の基準を満たしたもの）・建材費（一定の基準を満たした低炭素型の鉄・コンクリート・木材等）・工事費　等

②業務用建築物の脱炭素改修加速化事業（補助率：1/3、1/2、上限：10億円（5年間））

既存建築物について、外皮の高断熱化及び高効率設備の導入等を支援する。

◆補助要件　：ZEB基準の水準の省エネ性能を達成すること、改修後の外皮性能BPIが1.0以下となっていること、エネルギー管理や設備の運用改善を行うこと　等

◆補助対象経費：設備費・工事費（断熱窓・断熱材・高効率空調機器・高効率照明器具・高効率給湯機器・BEMS・再エネ設備※６等のうち、一定の基準を満たしたもの）及び設計費（省エネ化に資するもの）　等

③業務用建築物ストックの省CO2改修調査支援事業（補助率：1/2、上限：100万円）

既存建築物ストックの省CO2改修によるZEBの達成可能性・省CO2効果についての調査を支援する。

3. 事業スキーム

■事業形態：　①②③間接補助事業

■補助対象：地方公共団体、民間事業者、団体等

■実施期間：令和5年度～令和10年度

4. 事業イメージ等

＜①低炭素型建材活用新築ZEB支援事業＞

延べ床面積※2	補助率（設備）		補助率（建材）
	事務所等以外※3	事務所等※4	
2,000㎡未満	1/3	1/3	掛かり増し費用の 1/2（GX率先実行宣言を行う場合は2/3）
2,000㎡以上		1/4	

＜②業務用建築物の脱炭素改修加速化事業＞

外皮の高断熱化（補助率1/2）　高効率設備等の導入（補助率1/3※5）



＋ 設計費（省エネ化に資するもの）（補助率1/2）

※1　ZEB基準の水準の省エネ性能については、「事務所等」は現行の省エネ基準値から40%削減（BEI=0.6）、「事務所等以外」は現行の省エネ基準値から30%削減（BEI=0.7）とする。なお、「事務所等」は、事務所、官公署、学校等の用途を、「事務所等以外」は、ホテル等、病院等、物品販売業を営む店舗等、飲食店等、集会所等の「事務所等」以外の用途を指す。

※2 ①については、都道府県、指定都市、中核市、施行時特例市及び特別区を除く（用途が病院等の場合、すべての地方公共団体が対象）。

※3 ①において、延べ面積10,000㎡以上の「事務所等以外」については、ZEB基準の水準の省エネ性能の建築物のみを対象とし、ZEB Oriented 以上の省エネ性能の建築物については対象外。

※4 ①において、「事務所等」については、ZEBの設計に初めて関わるZEBプランナーが関与する場合、ZEB基準の水準の省エネ性能の建築物についても対象とする。

※5　②において、特に高い省エネ性能が期待される等の一部設備（トップ性能枠）については補助率を1/2とする。

※6　太陽光発電設備については、パワコン、工事費等を補助対象とする。

お問合せ先：　環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室／住宅・建築物脱炭素化事業推進室　電話：0570-028-341

別紙４－２

環境省

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、（1）ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業（一部農林水産省・経済産業省・国土交通省連携事業）（2/2）

業務用建築物のZEB化に向けた高効率設備等の導入や、低炭素型建材の活用などを支援します。

1. 事業目的

業務用建築物のZEB化に資する高効率設備等の導入、低炭素型の建材の活用等を支援することで、業務用建築物の脱炭素化に向けた取組の普及拡大を図る。

2. 事業内容

④躯体活用型ZEB化改修支援事業（補助率：1/3～2/3、上限：10億円（5年間））

ZEB化改修とともに、既存の躯体を活用し、新築並みの耐用年数に延伸することで、脱炭素と資源循環の両方に資する先導的な改修事業について支援する。

◆補助要件　：ライフサイクルカーボン等を算定すること、ZEB基準の水準の省エネ性能を達成すること、一定以上の耐震性を確保すること、設計図書等を公表すること、耐用年数を算出すること　等

◆補助対象経費：設備費・工事費（断熱窓・断熱材・高効率空調機器・高効率照明器具・高効率給湯機器・BEMS・再エネ設備等のうち、一定の基準を満たしたもの等）及び設計費（省エネ化及び躯体の活用に関するもの）。ただし、太陽光発電設備については、パワコン、工事費等を補助対象とする。

⑤躯体活用型ZEB化改修調査支援事業（補助率：1/2、上限：1,000万円）

ZEB化と既存躯体の活用の同時実現に係る達成可能性・省CO2効果等についての調査を支援する。

⑥建築物の脱炭素化推進に係る調査等事業（委託）

建築物の脱炭素化を推進するために必要な調査、検討等を行う。

⑦新築建築物のZEB普及促進支援事業（継続事業のみ）

⑧既存建築物のZEB化普及促進支援事業（継続事業のみ）

⑨ライフサイクルカーボン削減型の新築ZEB支援事業（継続事業のみ）

3. 事業スキーム

■事業形態：④⑤⑦⑧⑨間接補助事業、⑥委託事業

■補助対象及び委託先：地方公共団体、民間事業者、団体等

■実施期間：令和５年度～令和10年度

4. 事業イメージ

＜④躯体活用型ZEB化改修支援事業＞



お問合せ先：　環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室／住宅・建築物脱炭素化事業推進室　電話：0570-028-341

【別紙様式２】

第　　号
令和　　年　　月　　日

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課長

都道府県又は市町村教育委員会施設主管課長名

エコスクール・プラスの追加認定申請書

既に認定された下記の事業について、事業タイプの追加認定を申請します。

記

認定を受けた時期　　年度

学　　校　　名

追加認定を申請する
事 業 タ イ プ

事　業　計　画

支　援　措　置　　文部科学省 ・こども家庭庁・ 農林水産省
・ 国土交通省・ 環境省

※希望する支援措置を行う省名に〇をつけること